

指定・登録制度改革検討専門委員会  
報告書（案）起草にあたっての論点について

# 指定・登録制度改革検討専門委員会報告書（案）起草に当たっての論点（資料3）

## 【指定制度・手数料】

論 点	報告書（案）起草の方向	備 考
<p>I 全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。</p> <p>1 各指定法人を取り巻く時代の要請にも変化があるため、業務内容の見直しもさることながら、指定法人として当該業務を実施するという制度自体も検証が必要と思われる。</p>		
<p>① 労働安全衛生法に基づく国家試験の事務を指定試験機関、指定登録機関が実施することについて</p>	<p>・これまでの行政改革の結果として、行政事務の簡素合理化を図る観点から、指定試験機関、指定登録機関にその実施事務を国から移管してきた経緯。</p> <p>・国家公務員人件費の削減及び、国家試験という業務の性質上、高度の公正中立性を担保する必要（全国斉一な試験を各年の難易のばらつきなく安定的に実施する必要）。</p> <p>→ 引き続き指定法人に行わせることとする。</p>	
<p>② 指定法人を一法人に限ることについて</p>	<p>国家資格の試験については、労働安全衛生以外の分野を含め、全国斉一な試験を実施する観点から、指定法人を一法人に限定（他の国家試験も同様）</p> <p>指定登録事務についても、登録データベースの統一的運用を担保する観点から、指定法人を一法人に限定</p>	

論 点	報告書（案）起草の方向	備 考
	→ 引き続き一法人が実施することとする。	
③ 労働安全・労働衛生コンサルタント、作業環境測定士の登録制度について	<p>企業秘密の保持や公正な測定結果の提示等労働安全・労働衛生コンサルタント制度及び作業環境測定士制度への社会的な信頼性を確保することが必要。</p> <p>→ 不的確者を登録の取消により排除するため、登録制度を維持することとする。</p>	
④ 労働安全・労働衛生コンサルタント、作業環境測定士について、試験実施機関と登録機関が別になっていることについて	<p>合格者（登録者でもある）の利便性、業務の効率性等の観点</p> <p>→ 省内事業仕分けにおける指摘を踏まえ、平成23年度末、指定試験機関と指定登録機関を同一法人に集約する。</p>	
<p>Ⅱ 指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。</p> <p>※ 特定の法人が既得権として長期間にわたり指定による業務を実施するのではなく、より適切な法人が選定されるための環境整備も必要ではないかと考えられる。</p>		
① 既に指定を受けている指定法人の指定取消について	<p>指定法人について、厚生労働大臣に、「役員の選任及び解任」、「試験事務規程」、「事業計画」、「収支予算書」についての認可、指定法人に対する監督上必</p>	

論 点	報告書（案）起草の方向	備 考
	<p>要な命令が認められており、これらの規定及び命令の違反は、指定法人の取消事由に該当し、その場合、指定を取消し別の法人を指定することが可能。</p> <p>→ 試験（登録）手数料の定期的な改定に併せ、民間の有識者を構成員とする第三者委員会がコスト削減を始めとする業務実施状況を審査。業務改善努力が不十分と認められる場合には、改善を指示し、その指示・命令に従わない法人については指定を取消すこととする。</p>	
<p>② 指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定</p>	<p>指定法人の指定基準については、「法人の指定、登録等の基準の基本的な事項を法令で定め、詳細な事項は府省の裁量の余地を極力小さくすべく一層の透明化を図った上で、法令又は告示で定めるとともに、指定、登録等（更新を含む。）の際、当該法人の業務の実施方法、実施体制等について厳格な審査を実施する。」とされている（「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」平成18年閣議決定）。</p> <p>→ 新たな指定法人の公募の際には、ホームページに掲載する等の方法により、広く周知。指定法人の選定に当たって、外部の第三者等から成る委員会により、透明性を確保しつつ公正中立かつ厳正に審査することとする。</p>	
<p>Ⅲ 国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うのに足りる適正な料金となっているか。</p> <p>※ （指定を受けた）公益法人は、</p>		

論 点	報告書（案）起草の方向	備 考
<p>試験料等を独占的に得られる特別な地位を付与されているものであるため、まずは、試験料等を試験業務のコストを適正に反映したものにすべきであるが、それにとどまらず、現在のコスト自体が適正かという観点からも、その水準を見直す必要がある。</p>		
<p>1 試験業務、登録業務のコストを適正に反映した手数料になっているか</p> <p>2 現在のコスト自体が適正なものであるか</p>	<p><b>【試験全般】</b>  手数料については、これまでも3年に1回程度の見直し。  → 3年に1回程度、民間の有識者を構成員とする第三者委員会により、実際に試験業務、登録業務に要した費用を確認し、それが適正なコストであるかどうか等も含め、厳正な審査。</p> <p><b>【収支における赤字の幅が大きい試験】</b></p> <p>○ 労働安全・労働衛生コンサルタント試験  受験手数料の引き上げだけで収支均衡を図ると、現在の24,700円から約10万円へと大幅な引き上げになり、受験者離れのおそれ。  → 人件費、物件費等の一層の削減に努めた上で、他の国家試験における手数料（概ね5～6万円が上限）を参考にしつつ、平成26年度までの間に収支を均衡できるように手数料の計画的な見直しを行う。</p> <p>○ 作業環境測定士試験  → 上記同様、平成26年度までの間に収支を均衡できるように手数料の計画的な見直しを行う。</p>	

## 【登録制度】

論 点	報告書（案）起草の方向	備 考
<p>IV 機械等の検査・検定等の登録制度の運用については、民間参入を促進するための登録要件の緩和・見直し等を行い、登録法人数の拡大を図る。</p> <p>※ この業務については、平成15年度末に指定制度から登録制度に移行しており、現行法で既に複数法人の参入が認められているが、その例として行った日本ボイラ協会からのヒアリング等からは、その参入がまだ少なく、既存法人のシェアが圧倒的であることが明らかになった。</p>		
<p>1-1 検査員・検定員の養成研修の要件について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査員・検定員になるための研修を行う機関は、登録機関とされているため、新たに登録機関になろうとする場合、事実上、既存の登録機関の検査・検定員の経験を有する者等を雇用するしかなく、新規参入の障害となっているおそれ。</li> <li>・一方、民間会社等で対象機械の設計、製造、検査等の業務に長年携わり、研修終了者と同等の知識・経験を有する者や、関係資格により相応の知識等を有する者も存在。</li> </ul>	

論 点	報告書（案）起草の方向	備 考
	<p>→ 検査員・検定員を養成する研修について、これを代替するものとして民間会社（対象機械の製造者）等における設計、製造又は検査の実務経験等を認めることとする。（要件の緩和）</p> <p>→ 検査員・検定員を養成する研修の一部短縮を認める、関係資格の範囲を拡大する。（要件の緩和）</p>	
<p>1-2 検査員・検定員の学歴の要件について</p>	<p>検査員・検定員になるための学歴要件を、工学関係大学等卒業者等に限定しているが、工学関係以外の理科系、文科系の学歴を持った者であっても、民間会社等での対象機械に係る実務経験を通じ必要な知識、経験を持った者も存在。</p> <p>→ 検査員・検定員の要件として、学歴要件を見直す。具体的には、工学関係大学等卒業者等以外の者でも、民間会社等で得た知識・経験によって、検査員・検定員になることができることとする。（要件の緩和）</p>	

論 点	報告書（案）起草の方向	備 考
<p>1－3 検査員・検定員の数の要件について</p>	<p>適正な検査・検定の水準を確保するため、検査・検定数に応じた適切な数の検査員・検定員の数の基準を設定。</p> <p>→ 適正な検査・検定の水準を確保するため、検査・検定数に応じた適切な数の検査員・検定員の確保は必要であり、この基準を見直すことは困難である。（見直し困難）</p>	
<p>2 検査員・検定員の指揮・業務管理者の学歴要件について</p>	<p>検査員・検定員の指揮・業務管理者の要件として、検査員・検定員と同様の学歴要件（工学関係大学等卒業者等に限定）を設定。</p> <p>→ 指揮・業務管理者は、検査・検定員の中から選任されることとされているため、同様に学歴要件を見直すこととする。（要件の緩和）</p>	
<p>3 検査・検定に用いる機械設備の要件</p>	<p>検査・検定の種類に応じ、使用する機械器具が定められているところ、検査・検定の種類によっては、高価な機械器具等も存在するが、貸与（リース契約等）でも差し支えないことが明示されていない。</p> <p>→ 検査・検定に用いる機械設備については、貸与（リース契約等）でも差し支えないことを通達に明示することとする。（要件の緩和）</p>	



論 点	報告書（案）起草の方向	備 考
<p>4 第三者性の（公平性、中立性）の要件</p>	<p>・公正・中立な検査・検定を実施するために、検査・検定機関の第三者性を規定。</p> <p>→ 対象機械の検査・検定を行うにあたって、公平性、中立性を引き続き維持するため、①登録申請者の親会社が利害関係者でないこと、②登録申請者の役員に占める利害関係者の比率が1／2を超えないこと、③登録申請者が利害関係者でないこと、の要件は必要であり、この基準を見直すのは困難と考えられる。（見直し困難）</p>	
<p>5 粉じん計の較正事業</p>	<p>・粉じん計の較正事業では、登録基準として、①機械器具の要件、②実施管理者の要件、③較正員の要件を設定。</p> <p>→ 登録基準のうち、①機械器具は、貸与（リース契約等）でも可能であることを省令上明示、③較正員は、作業環境測定士又は気中粉じん濃度測定に係る一定の業務経験者で可（養成研修もなし）、また、第三者検査制度でもない（当然、第三者要件もない）ことから検査・検定制度の登録要件に比べて参入が容易なものとなっており、マーケットも非常に小さいことから、現行要件が新規参入の障害となっているとは考えられない。（見直し困難）</p>	